



Title	14－16世紀ミュンヘンの都市社会と秩序形成の展開
Author(s)	紫垣, 聡
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/60042
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【8】	
氏 名	し 紫 垣 がき 聡 さとし
博士の専攻分野の名称	博 士（文学）
学 位 記 番 号	第 2 6 0 5 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 25 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	14－16 世紀ミュンヘンの都市社会と秩序形成の展開
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 江 川 温 (副査) 教 授 秋 田 茂 准教授 栗原 麻子 金沢大学教授 田中 俊之

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中世末・近世初のドイツ都市社会における秩序の構成要素として、都市参事会を中核とする上からの規制と、さまざまな社会集団の慣習的、あるいは共同体的規制の二つを想定し、その両者がいかに絡み合っていたかを、領邦首都であるミュンヘンを事例に考察している。このような問題設定の背景には、この時期における「上からの社会的規律化」を重視した G・エストライヒと「下からの秩序化」を重視した P・ブリックレの論理的対抗関係がある。

第 1 章では 13、14 世紀のミュンヘンにおける都市自治の成立を論ずる。ミュンヘンではこの時期に都市参事会の発達や自治行政の発達が見られるが、手工業者などの一般住民に対しては権威的、統制的な支配が行われており、統治者・被治者間のコミュニケーションは乏しかったとする。第 2 章では 14 世紀末に生じた都市騒擾を取り上げる。これは長らく一過性のものと見なされてきたが、著者はこの騒擾をきっかけとして、それに続く数十年のうちに支配集団に変化が生じるとともに、都市当局が統治に住民の意向を反映する方針をとるようになり、当局と住民の間にコミュニケーション回路が成立してくると考える。

第 3 章では 15、16 世紀の参事会の統治とポリツァイ（「よき都市」をめざしての行政的規制）を取り上げ、この時期に都市当局は営業・市場をめぐるポリ

ツァイ条例を通じて都市住民の利益を図ったこと、また風紀ポリツァイ条例を通じて風紀取り締まりを強めたこと、しかしその取り締まりの実働部隊としての都市役人たちは民衆世界の住民であり、その世界の価値観に生きていたのでこの面では取り締まりは十分な効果を持たなかったとする。

第4章では15世紀から同職組合が公然とした組織となり、親方の組合から独立した職人組合も登場したこと、組合代表としてのフィーラーは都市当局との交渉を通じて行政に意見を反映させることができるようになったことを指摘して、都市の秩序に対する合意形成のプロセスが形成されたとする。第5章はミュンヘンの司法制度について概観し、司法の実践は地域社会の慣習や民衆の価値観を重視したものであったこと、さらに住民の司法行動を分析して、彼らがさまざまな裁判所を選択的に利用しつつ、自律的に紛争解決を図っていたとする。結論においては、ミュンヘンの都市自治は15世紀に完成したもので、そこでは参事会の統治権力と都市住民の慣習が相互補完的に作用して都市の秩序が形成されていたとする。そしてこのような平衡関係が16世紀の末には崩れて新たな秩序が浮上することを示唆する。

論文審査の結果の要旨

前近代の西欧都市の自治的な秩序についての古典的見方によれば、それはもっぱら盛期中世の住民の共同体的な連帯の産物であり、中世末期には一部の自立的都市国家を除けば、領域権力の上からの圧力によって形骸化するものとされる。しかし20世紀後半の都市史についてのパラダイム転換の中で、都市は中世末期になって、領域権力とのバランス関係の中ではじめて自治的なまとまりとなり、本格的な共同体を形成したという見解が有力になっている。

紫垣論文はミュンヘンについて、その見方の妥当性を確認したものと言えよう。大きなパースペクティブを現地での未刊行史料の調査、刊行史料の入念な読み込みで肉付けしようとしたことの意義は大きい。この時期の紛争解決の実態など、具体的な研究がなかった問題に果敢に挑戦したことも評価できる。

他方で、設定した問題に対する答えは、端的に言って分かりにくい。一般住民が参事会権力に対して従順でなかった側面、自らの慣習的秩序を維持した側面、また参事会権力と協調しそれを利用した側面が指摘されているが、それぞれの側面についての説明と論証が不十分である。これら諸側面の区別と論理的な構造化も欠けている。また、叙述に分析的な思考が伴わないところも散見される。都市社会の変化の指摘があっても、その理由についての考察は乏しい。

16世紀末の司法における変化が示唆されているが、これも単なる示唆にとどまっている。さらに、この時期のミュンヘン史の研究状況についての解説がないことも欠陥であるといわねばならない。

しかしこれらの欠点は、部分的には史料の僅少さに由来しているとも言える。また分析と論述における不十分さは、今後の研鑽によって埋めていくことができると思われる。よってこの論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。